第５　今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要があると考えられる。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が既に日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、ＨＦＴをはじめとする取引手法が高度化し、新たな金融商品等が開発されている。こうした取引や商品等を利用した新たな不公正取引の手法を把握し、不公正取引の端緒を発見するため、引き続きより幅広い情報を収集し、それを分析・活用していく必要がある。

証券監視委では、こうした課題に適切に対応していくため、市場分析審査として、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

⑴　クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的な情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に積極的に努め、的確な取引審査を行う。

⑵　取引の電子化・高速化への対応の強化

ＨＦＴやアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化を踏まえつつ、新たな取引パターン等について注視する。

さらに、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、今後も、このような相場操縦行為の把握に努めるとともに、自主規制機関等との間で、問題意識を共有し、連携を図る。

⑶　新たなタイプの違法行為への対応

不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、証券監視委としては、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にある問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも注視する。

⑷　より実効的かつ効果的な情報の収集・分析・活用態勢の確立

市場監視に当たっては、金融・資本市場の動向について幅広く情報を収集するとともに、収集した情報の分析を行い、市場監視に活用することが重要である。そのため、外部からの情報収集ルートの拡大・多様化に努めるとともに、収集した情報の分析態勢を強化するほか、関係部署でその情報を共有した上で、取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等において実効的かつ効果的に活用する方法を確立する。

第３章　証券検査

第１　概説

１　証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

２　証券検査の権限

⑴　証券監視委は、平成４年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年７月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（ＦＸ）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年９月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年４月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

①	金融商品取引業者等	（金商法第56条の２第１項、第194条の７第２項第１号及び第３項）
②	金融商品取引業者の主要株主	（金商法第56条の２第２項から第４項まで、第194条の７第２項第１号及び第３項）
③	特別金融商品取引業者の子会社等	（金商法第57条の10第１項、第194条の７第３項）
④	指定親会社	（金商法第57条の23、第194条の７第３項）
⑤	指定親会社の主要株主	（金商法第57条の26第２項、第194条の７第３項）
⑥	取引所取引許可業者	（金商法第60条の11、第194条の７第２項第２号及び第３項）
⑦	特例業務届出者	（金商法第63条第８項、第194条の７第３項）
⑧	金融商品仲介業者	（金商法第66条の22、第194条の７第２項第３号及び第３項）
⑨	信用格付業者	（金商法第66条の45第１項、第194条の７第２項第３号の２及び第３項）
⑩	認可金融商品取引業協会	（金商法第75条、第194条の７第２項第４号及び第３項）
⑪	認定金融商品取引業協会	（金商法第79条の４、第194条の７第２項第５号及び第３項）
⑫	投資者保護基金	（金商法第79条の77、第194条の７第３項）
⑬	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者	（金商法第103条の４、第194条の７第３項）
⑭	株式会社金融商品取引所の主要株主	（金商法第106条の６、第194条の７第３項）
⑮	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者	（金商法第106条の16、第194条の７第３項）
⑯	金融商品取引所持株会社の主要株主	（金商法第106条の20、第194条の７第３項）
⑰	金融商品取引所持株会社	（金商法第106条の27、第194条の７第３項）
⑱	金融商品取引所	（金商法第151条、第194条の７第２項第６号及び第３項）
⑲	自主規制法人	（金商法第153条の４において準用する第151条、第194条の７第２項第６号及び第３項）
⑳	外国金融商品取引所	（金商法第155条の９、第194条の７第２項第７号及び第３項）